

令和3年3月11日

各位

個人版ガイドラインの適用終了と  
自然災害ガイドラインによる東日本大震災の被災者支援について

一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理  
ガイドライン運営機関

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「個人版ガイドライン」という。）の適用を令和3年3月31日をもって終了し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）で引き続き東日本大震災の被災者を支援するため、令和2年10月30日付で両ガイドラインおよび両ガイドラインのQ&Aを一部改正いたしました。

東日本大震災の被災者への支援方法は、以下の表のとおりです。令和3年4月1日以降の申出については、自然災害ガイドラインにより支援を行ってまいります。

債務整理開始の申出の時期	支援方法
令和3年3月31日まで	個人版ガイドライン
令和3年4月1日以降	自然災害ガイドライン

以上